

## 地域密着型通所介護事業 運営規程

### デイホームたんぽぽ

#### (事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人介護支援事業所たんぽぽが開設する指定地域密着通所介護事業（以下「事業」という。）は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能に維持並びに利用者家族の身体的肉体的負担の軽減を図ることを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成し、計画的にサービスを提供するものとする。

2 事業者は、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術を持ってサービス提供を行うとともに自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図るものとする。

3 事業実施に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を的確に把握し、妥当適切に行うものとする。

4 サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者一人一人の人格を尊重し利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを希望に添って適切に提供する。

#### (事業の運営)

第3条 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする

#### (事業所の名称及び所在地)

#### 第4条

- (1) 名称        デイホームたんぽぽ
- (2) 所在地      奈良県磯城郡田原本黒田 479-3

#### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名  
管理者は、従業員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の従業員に遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 地域密着型通所介護従業者

①生活相談員 1名以上  
生活相談員は、利用者及び家族からの相談に対する援助、利用申し込みに関わる調整、他の従業員に対する助言及び技術指導、居宅支援事業者との連絡・調整を行い、其他の従業員と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う。

②介護職員 2名以上

介護職員は、地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活の世話及び介護、機能訓練を行う。

③看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康状態の確認、服薬管理、利用者が急変した際の救急措置などの看護業務を通じて利用者の日常生活支援を行う。

④機能訓練指導員 1名以上 (看護職員との兼務)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(但し、12月30日から1月3日までを除く。)

(2) 営業時間 午前8時から19時までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時から16時30分まで。

(4) 延長サービス サービス提供時間後の2時間の延長サービスを行う場合がある。

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第7条 指定地域密着型通所介護の利用定員は15人までとする。

(指定地域密着通所介護の内容)

第8条 指定通所介護の内容は、次に掲げるものと及びその他必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 送迎

(2) 健康状態の確認、日常生活上の世話(入浴、食事等)

(3) 機能訓練及びレクリエーション(活動)

(4) 生活指導（相談、援助等）

（利用料その他の費用の額）

第9条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示状の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、当該告示上の支払いを受けるものとする。

3 通常実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、事業実施地域を越えた地点から片道 10 km未満 500 円、20km 未満は 1000 円を実費として徴収する。

4 その他、昼食費 1 食 395 円、活動費（おやつ代 55 円、レクリエーション等活動費 55 円）として 1 日 110 円の実費徴収をする。

5 前4項の費用の支払いを受けるときは、利用料その他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した請求書、領収書の交付をする。

6 サービス提供開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料ならびにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文章で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 事業所の通常の事業実施地域は、田原本町（協議の上、三宅町・川西町・他市町村）とする。

（衛生管理等）

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲水に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6か月に1回以上開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る
- （2）事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の指針を整備する
- （3）事業所において、授業者に対し感染症予防及び蔓延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者はサービス利用にあたって、必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また、特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事業所へ連絡するなど、事業所が適切なサービス提供を行えるよう留意するものとする。

(緊急時における対応方法)

第13条 指定地域密着型通所介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が生じた場合は、市町村、当該利用者家族、と当該利用者に関わる居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または、火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

避難、救出その他の必要な訓練を行う回数：1年に2回

(苦情処理)

第15条 指定地域密着型通所介護の提供に関わる利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする

2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書、その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所が、提供した指定地域密着型通所介護に関わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第 16 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守した取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業者は、利用者の人権予後・虐待の発生または、その再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催すると、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 第 3 号に掲げる措置を適切に実施するため担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等、高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束禁止)

第 18 条 事業者は、サービス提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その他用及び時間、その際の利用者の心身状況並びにやむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携等)

第 19 条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

2 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスに

質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

3 運営推進協議会の構成員は、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6か月に1回以上開催する。

4 事業者は、運営推進協議会において活動状況を報告し、評価を受けるとともに必要な要望、助言を聴く機会を設ける。

5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言について記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業者は、通所介護従事者の質的向上を図る為、次のような研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月間

(2) 継続研修 年2回

(3) その他の研修 管理者が必要と認めたとき随時行う。

2 事業者は従業者が在職中のみならず退職後においても、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、地域密着型通所介護に関する記録を整備し、その提供した日から最低5年間は保存するものとする。

4 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を実施する。

5 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、感染症や非常災害時において、サービス提供を継続的に実施するため、及び非常時での体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

7 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人介護支援事業所たんばば役員との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成29年 3月 1日 から施行する。

この規程は令和 6年 3月 1日 から施行する。